

可燃ごみ収集運搬業務委託仕様書

1. 委託場所

横手市大森町字菅生田 2 4 5 - 3 4

秋田県南部老人福祉総合エリア

2. 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3. 業務の概要

この仕様書は業務の大要を示すものであるから、この仕様書に示されない事項であっても、維持管理上必要と認められる業務を実施するものとする。

- (1) 可燃ごみ（厨房、施設利用者及び施設入居者からの生ごみ、ゴム製品、革製品、衛生用品（おむつ等）、古衣、ぬいぐるみ等、横手市が燃えるごみとしてあげているもの）を毎週 2 回（月曜日と木曜日を原則とする）、秋田県南部老人福祉総合エリアごみ集積所（サプエネ、養護玄関の 2 か所）から横手市ごみ処理施設へ搬入する。
- (2) 1 回あたりの搬出量は 200 k g 程度
- (3) 作業時は、来所者等への危害や建物、設備等へ損害を与えないよう十分注意する。
- (4) 委託期間終了後、業務完了届を提出すること。

4. 入札

- (1) 入札金額には、収集、運搬を含む総額を記載すること
- (2) 予定価格の範囲内で、総額で最も低廉な額を入札した者を落札者として決定する。